

VII-18
7-2
25

VII
18

学校教育法施行規則案

第一章 総則

第一節 設置廢止

第一條 學校には、その學校の目的を實現するために必要な校地、校舎、校具、體操場、圖書館又は圖書室その他の設備を、設けなければならない。

學校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない。

第二條 學校設置の認可を受けようとする者は、左の事項を記載した書類に校地、校舎、體操場、寄宿舎等の圖面を添え、監督廳に申請し、なければならない。

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 位置
- 四 學則

五 經費及び維持方法

六 學校開設の時期

前項第一號から第三號までの變更は、監督廳の認可を受けなければならない。

前項第四號及び第五號の變更は、監督廳に届け出なければならない。

第三條 前條の學則中には、少くとも左の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 修業年限、學年、學期及び休業日に關する事項
- 三 教科の組織に關する事項
- 四 教科課程及び授業時間に關する事項
- 五 試験及び課程修了の認定に關する事項
- 六 生徒定員及び職員組織に關する事項
- 七 入學、退學、轉學、休學及び卒業に關する事項
- 八 授業料、入學料その他の費用徴收に關する事項

上野 40

三三、四、七

九 實訓に関する事項

十 寄宿舎に関する事項

第四條 學校の設置者を變更しようとするときは、その設置者において、監督廳に届け出なければならぬ。

第五條 學校を廢止しようとする者は、廢止の事由及び學生、生徒、児童又は幼児の處置方法を具し、監督廳に認可を申請しなければならぬ。

學校が、廢止又は閉鎖された場合には、國立又は公立の學校にあつてはその設置者において、私立學校にあつては、その監督廳において、學務課を停置しなければならない。

第六條 學校教育法第二十九條（第四十條において準用する場合を含む）及び第七十四條の規定によつて設置義務を負う者の設置する學校の設置及び位置を變更しようとするときは、その設置者において、監督廳に届け出なければならぬ。

第七條 學校において、校舍を新築又は改築しようとするときは、その

設置者において、圖面を添え監督廳に届け出なければならぬ。

第二節 免許状及び資格

第八條 校長（大學の學長を除く。）は、夫々の學校の校長免許状を有する者でなければならぬ。

教諭は、夫々の學校の教諭免許状を有する者でなければならぬ。

助教諭は、夫々の學校の助教諭免許状を有する者でなければならぬ。

第九條

養護教諭は、養護教諭免許状を有する者でなければならぬ。

第十條 校長免許状及び教諭免許状の檢定、授與、取上げその他に關する事項は、別にこれを定める。

第十一條 大學の學長、教授、助教諭及び助手の資格に關する事項は、別にこれを定める。

第十二條 私立學校の校長を定め、監督廳に届け出るに當つては、その履歷書を添附しなければならぬ。

第三節 衛生及び禁戒

第十三條 身体檢査、健康相談、疾病の豫防措置、學校給食その他衛生養護の施設に關する事項は、別に定めるものゝ外、なお従前の例による。

第十四條 校長は、左の各號の一に該當する學生、生徒及び兒童に對して、訓戒を與え、又は出席停止若しくは退學を命ずることができる。

一 在行不長で改善の見込ないと認められる者

二 學力劣等で成業の見込ないと認められる者

三 正當の理由がなくて出席常でない者

第四節 その他

第十五條 學校において備えなければならぬ表簿は、概ね次の通りとする。

- 一 學費に關係のある法令
- 二 學則、日課表、教科用圖書配當表、學校醫觀察簿及び學夜日誌
- 三 職員の名簿、履歷書、出勤簿並に擔任教科及び時間表

- 四 生徒の学籍簿、出席簿及び身体検査に関する表簿
 - 五 入學考査及び成績考査に関する表簿
 - 六 資産原簿、出納簿及び經營の決算決算についての帳簿並びに圖書、機
械器具、標本、模型等の器具の目録
 - 七 生徒文書處理簿
- 前項の表簿中、生徒の学籍簿は十五年以上、その他の表簿は五年以上、これを保存しなければならない。

第二章 小學校

第一節 設備及び編制

第十六條 小學校の位置は、兒童の通學に便利な所でなければならぬ。

公立小學校には、なるべく教員住宅を設けなければならぬ。

第十七條 小學校においては、特別の事情のあるときは、分教場を設けることができる。この場合においては、監督廳に届け出なければならぬ。

第十八條 小學校の一學級の生徒數は、五十人以下を標準とする。但し特別の場合においては、この標準を超えることができる。この場合においては、監督廳に届け出なければならぬ。

第十九條 小學校の學級は、同學年の兒童で編成することを原則とする。

第二十條 小學校においては、特別の事情のあるときは、兒童を前後二部に分つて授業を行うことができる。

前項の場合においては、設置者は、その事情及び期間を具し、監督廳に届け出なければならぬ。

第二十一條 小學校においては、校長の外、各學級に教諭一人以上を置かなければならぬ。但し、特別の事情のあるときは、校長が教諭を兼ね、

教諭に助教諭を充てることのできる。

第二十二條 小學校においては、特別の教科を擔任するため、必要な數の教員を置くことができる。

第二十三條 小學校においては、特別の事情のあるときは、數學年の兒童を一學級に編成することができる。

第二十四條 全校の兒童を一學級に編成する小學校は、これを單級小學校とし、二學級以上に編成する小學校は、これを多級小學校とする。

第二節 教科

第二十五條 小學校の教科は、國語、社會、算數、理科、音樂、圖畫工作、家庭、體育及び自由研究を基準とする。

第二十六條 小學校の教科内容及びその取扱ひについては、學習指導要領の基準によらなければならぬ。

第二十七條 小學校の課程は、學習指導要領の基準により、校長がこれを定める。

第二十八條 兒童が身體の狀況によつて履修することのできない教科は、これを課さないことができる。

又は全課程の修了

第二十九條 小學校において、各學年の課程の修了を認定するに當つては、兒童の學業の成績を綜合評定して、これを認定しなければならない。

第三十條 小學校の教科用圖書は、文部大臣が著作権を有するものを使用しなければならない。

第三節 就學

第三十一條 市町村長は、毎年十二月一日の現在により、その市町村内に居住する子女で、翌年四月一日において、その年齢が就學の始期に達する者を調査して、第一號表の様式により、十二月末日までに、その學齡簿を編製しなければならない。

第三十二條 市町村長は、編製後三月末日までに、その年の四月一日に

いて就學の始期に達する子女が、その市町村に來住した場合には、
なく、これを學齡簿に記入しなければならない。

市町村長は、學齡兒童で、その市町村に來住した者があるときは、
滞なく、その兒童の就學の始期に達した年の學齡簿に記入しなければならない。

市町村長は、學齡簿に記載した兒童で、左の各號の一に該當する者が
あるときは、滞滞なくこれを消さなければならない。但し、第二號に該
當する者があるときは、送付して、市町村長は、學齡簿の謄本を兒童の轉住地の市町村長に
の報告があつたときに、これを行う。

- 一 兒童が死亡したとき
- 二 兒童が市町村外に轉住したとき
- 三 兒童の居所が一年以上分明でないとき

前項但書の規定によつて學齡簿の謄本の送付を受けた市町村長は、
滞なくこれを學齡簿に記入し、謄本を送付した市町村長に對して、
手續が完了した旨又は兒童の來住しない旨を通知しなければならない。

第二項及び第三項の外、學齡簿の記載事項に異動を生じたときは、
滞なくこれを加除訂正しなければならない。

第三十三條 市町村長は、兒童を小學校に入學させなければならない期日を一
月末日までにその保護者に通知しなければならない。

市町村、市町村學級組合又は町村學級組合の使用に係る小學校が二校
以上ある場合には、市町村長は、前項の通知をなすに當つて、兒童の入
學しなければならない學級を指定しなければならない。但し、兒童の保
護者は、その兒童を入學させようとする小學校を選んで、これを市町村
長に申立てることができる。

第三十四條 市町村長は、前條の規定により通知した兒童の氏名及び入學
期日を、滞滞なく關係學校長に通知しなければならない。その通知をし
た後、兒童の就學に關して異動を生じたときも、また同様とする。

第三十五條 兒童の保護者が、その兒童を、その居住する區域の市町村、

市町村學校組合又は町村學校組合の設置する小學校以外の小學校に入學するときは、公立小學校にあつては管理者、その他の學校に於ては學校長の承諾書を添へて、その兒童の居住する區域の市町村長に届け出なければならぬ。

第三十六條 兒童が、市町村外に轉住した場合においては、その保護者は、その居住する市町村の市町村長に届け出なければならぬ。

第三十七條 校長は、別に定める様式によつて、兒童の學籍簿を編製しなければならない。

第三十八條 校長は、在學兒童の出席簿を作り、その出席状況を明かにしなければならない。

第三十九條 校長は、第三十三條の規定により通知を受けた兒童中、入學期日後七百以内にその小學校に入學しない者があるときは、その氏名を、その兒童の居住する區域の市町村長に報告しなければならない。

第四十條 在學中の學齡兒童で、正當の事由なく引續き七日間缺席した者

があるときは、校長は、遲滞なく、その保護者に對して、兒童を出席させるように通知し、なお引續き七日以上出席させないときは、その旨を、その兒童の居住する區域の市町村長に報告しなければならない。

第四十一條 市町村長において、前二條の規定により報告を受けたときは、その兒童の保護者に對して、その兒童の就學又は出席を督促しなければならない。

前項の規定により、二回以上の督促をしても、なお就學又は出席をしないときは、市町村長は、その旨を地方長官に報告しなければならない。地方長官において、前項の規定により報告を受けたときは、その兒童の保護者に對して、その兒童の就學又は出席を督促しなければならない。第四十二條 校長は、毎學年の終りに、その課程を終了した兒童の氏名を、遲滞なく、その兒童の居住する區域の市町村長に報告しなければならない。

第四十三條 學齡兒童で、學校教育法第二十三條に掲げる事があるとき

は、その保護者は、就學義務の猶豫又は免除を、市町村長に届け出でなければならぬ。この場合においては、醫師の説明書等その事由を證するに足る書面を、添へなければならぬ。

市町村長は、前項の届出があつた場合においては、速かに地方長官に理由を具して認可の申請をしなければならない。

第四十四條 地方長官は、前條第二項の申請に對して、速かに猶豫又は免除の認可を、その市町村長に通知しなければならない。地方長官は、前項の認可をなすに當つては、別に定める施設に諮問しなければならない。

第四節 學年及び授業日

第四十五條 小學校の學年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

小學校の學期は、地方長官がこれを定める。

第四十六條 小學校の授業日数は、毎學年二百三十五日以上とする。

第四十七條

授業開始の時刻は、校長がこれを定める。

第四十八條

小學校における休業日は左の通りとする。

一 一月一日及び國の定める祭日、祝日

二 日曜日

三

夏季、冬季、學年末、農繁期その他において地方長官が定めた日

第四十九條 非常變災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、この旨を、地方長官に報告しなければならない。

第五節 職員

第五十條 助教諭の進退及び懲戒處分に関する規程は、地方長官がこれを定める。

第五十一條 助教諭の進退は、地方長官がこれを行う。

助教諭の俸給、旅費その他の諸給與並びにその支給方法は、地方長官がこれを定める。

第三章 中學校

第一節 教科

第五十二條 中學校の教科は、これを必修教科と選擇教科に分ける。

第五十三條 必修教科は國語、社會、數學、理科、音樂、圖畫工作、体育及び職業を基準とし、選擇教科は、外國語、習字、職業及び自由研究を基準とする。

第二節 編制その他

第五十四條 中學校においては各學級に、教諭二人を置くことを基準とする。

第五十五條 第二十六條から第五十一條までの規定は、中學校に、これを適用する。

第四章 高等學校

第一節 設備及び編制

第五十六條 高等學校の設備及び編制は、別に定める高等學校設置基準による。

第二節 學科及び教科

第五十七條 高等學校の學科の種類は、別に定める高等學校設置基準による。

第五十八條 高等學校の教科に關する事項は、別に定める學習指導要領の基準による。

第五十九條 高等學校の教科用圖書は、校長において文部大臣の認可を経て使用しなければならない。但し、文部大臣の檢定を経た教科書又は文部大臣において著作権を有する教科用圖書を使用する場合については、この限りでない。

第三節 入學、退學、退學、休學及び卒業

第六十條 高等學校の入學は、校長がこれを許可する。

入學志願者は、入學定員を超過した場合には、入學試験を行うことができる。

第六十一條 第二學年以上に入學を許可される者は、相當年齢に達し前各

學年の課程を修了した者と同等の學力があると認められた者でなければならぬ。

前項の入學者の學力は、その學年の程度でこれを檢定する。

第六十二條 他の高等學校に轉學を志望する生徒のあるときは校長は正當の事由があると認められた場合には、その事由を具し、生徒の在學證明書及び學籍簿の謄本を移入先の校長に送付し、移入先の校長は缺員のある場合には、入學を許可することができる。

定時制の課程より通常の課程への編入又は轉學については、試験を行い學力に應じて、相當學年に編入を許可することができる。

第六十三條 生徒が休學又は退學しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

第六十四條 校長は、高等學校を卒業した者には卒業證書を授與しなければならない。

第六十五條 外國において、中學校と同程度の課程を修了したと校長が認めた者は、高等學校に入學する資格を有する。

第四節 通信教育

第六十六條 通信教育に關する事項は、別にこれを定める。

第五節 その他

第六十七條 第二十六條から第二十九條まで、第四十五條から第四十九條までの規定は、高等學校に、これを適用する。

第五節 大學

第一節 設備、編制、學部及び學科

第六十八條 大學の設備、編制、學部及び學科の種類並びに卒業資格に關する事項は、別に定める大學設備法による。

第二節 入學、休學、退學、卒業その他

第六十九條 學生の入學、休學、退學、退學及び卒業に關する事項は、教育法の規定を経て、學長がこれを定める。

第七十條 學士に關する事項は、別にこれを定める。

第七十一條 第四十五條第一項、第四十九條、第五十九條、第六十三條及

び第六十六條 規定は、大學に、これを適用する。

第六節 特殊教育

第七十二條 盲學校、聾學校及び養護學校については、別にこれを定める。

第七節 幼稚園

第一節 設備及び編制

第七十三條 幼稚園の建物はなるべく平家造としなければならない。

幼稚園には、保育室、遊戲室その他必要な諸設備を設けなければならない。

幼稚園は、學校に、これを設置することができる。

第七十四條 幼稚園においては、法令別により組の編制をなすことを常例とする。

第七十五條 教諭一人の保育する幼児数は、総四十人以下とする。

第二節 保育内容

第七十六條 保育日数及び保育時間は、保育指導要領の基準により、園長が、これを定める。

第七十七條 第二十六條及び第二十七條の規定は、幼稚園に、これを準用する。

第八章 雑則

第七十八條 第二條から第五條まで第十二條及び第十四條の規定は、各種學校に、これを準用する。

第七十九條 町村制を施行していない地域においては、この省令における町村、町村學校組合、町村長及び町村學校組合管理に關する規定は、その地域におけるこれに準すべきものに、これを適用する。

前項の地域においてこの省令により難い事項のあるときは、地方長官は特別の處分をすることが出来る。

八十條 この省令における市には、東京都の區を含むものとする。

附則

第八十一條 この省令は、昭和二十二年四月一日より、これを適用する。

第八十二條 左に掲げる省令は、これを廢止する。

國民學校令施行規則

國民學校令施行規則第五十三條ノ規定ニ依ル學級又ハ學校ノ編制ニ關スル規程

昭和十九年文部省令第二十五號

國民學校令施行規則第四百四條第一號ノ學校又ハ養成所ノ指定ニ關スル規則

六大都市立學校幼稚園ニ關スル許可特例

青年學校令施行規則

中學校規程

中學校及高等女學校ノ養護學級ノ編制ニ關スル規程

高等女學校規程

高等女學校規程

實業學校規程

師範學校規程

高等師範學校及女子高等師範學校規程

青年師範學校規程

公立專門學校規程

公立機械專門學校規程

公立農業專門學校規程

公立經濟專門學校規程

公立醫學專門學校規程

公立藥學專門學校規程

公立工業專門學校規程

公立水產專門學校規程

公立外事專門學校規程

東京醫學齒學專門學校規程

東京美術學校規程

東京音樂學校規程

東京體育專門學校規程

高等學校規程

大學規程

公立私立盲學校及聾啞學校規程

東京盲學校規程

東京聾啞學校規程

幼稚園令施行規則

私立學校令施行規則

昭和十九年文部省令第十三號

中學校高等女學校教員檢定規程

教員檢定受驗資格認定學校ニ關スル規則

中學校高等女學校教員無試験檢定許可規程

明治四十一年文部省令第七號

昭和七年文部省令第十六號

明治三十三年文部省令第十五號

青年學校教員資格規程

實業學校教員檢定ニ關スル規程

大正十一年文部省令第二十九號

新等學校教員規程

新等學校教員規程ノ臨時措置ニ關スル件

第八十三條

從前の規定による師範學校、新等師範學校及び女子新等師範

學校

の附屬國民學校及び附屬幼稚園並びに從前の

規定による盲學校及び聾啞學校の初等部及びその學科は、夫々これを學

校教育法による小學校及び幼稚園とみなす。

第八十四條

從前の規定による新等師範學校の附屬中學校、女子新等師範

學校の附屬新等女學校、盲學校及び聾啞學校の中等部並びに國民學校初

等科修了を入學資格とする中學校、高等女學校及び實業學校には學校教

育法による中學校を併置したものとみなす。

第八十五條

師範學校、新等師範學校及び女子新等師範學校に關する從前

の規定の一部を次のように改める。

師範學校は、小學校及び中學校の教員たるべき者を養成することを目

とする。

師範學校には、附屬小學校及び附屬中學校を置く。

師範學校には、附屬幼稚園を置くことができる。

特別の事情のある場合においては、公立又は私立の小學校及び中學校

を以て、附屬小學校及び附屬中學校に代用することができる。

新等師範學校には、學校教育法による附屬中學校及び附屬小學校を置

く。

女子新等師範學校には、學校教員法による附屬中學校、附屬小學校及

び附屬幼稚園を置く。

第八十六條 私立學校令によつてのみ設立された學校（別に定めるものを除く。）は、これを學校教育法第八十三條の規定による各種學校とみなす。

第八十七條 前四條に規定するものの外、この省令通用の際現に存する従前の規定（國民學校令施行規則を除く。）による學校は、教育基本法の趣旨に則り別に定めるものの外、なお従前の例による。

第八十八條 學校教育法第九十八條の規定により、従前の規定による學校が、従前の規定による他の學校になる場合においては、別に定めるものの外、なお従前の例による。

第八十九條 この省令施行の際左表の上欄に掲げる學校を修了した者は、これを下欄のように編入又は入學させる。

國民學校（師範教育令による附屬國民學校並びに盲學校及聾啞學校令による盲學校及び聾啞學校の初等部を含む。）國民學校に準ずる各種學校又は國民學校に準ずる各種學校を修了した者	學校教育法による小學校又は中學校へ編入し又は入學させる學年
初等科第一學年を修了した者	小學校第二學年
初等科第二學年を修了した者	小學校第三學年
初等科第三學年を修了した者	小學校第四學年
初等科第四學年を修了した者	小學校第五學年
初等科第五學年を修了した者	小學校第六學年
初等科第六學年を修了した者	中學校第一學年
高等科第一學年を修了した者	中學校第二學年
國民學校初等科修了を入學資格とする中等學校（師範教育令による附屬中學校及び附屬高等學校並びに盲學校及聾啞學校令による盲學校及び聾學校の中等部を含む。）の左記學年修了者	學校教育法による中學校へ編入する學年
中等學校第一學年修了者	中學校第二學年
中等學校第二學年修了者	中學校第三學年

青年學校普通科第一學年を修了した者は、これを學校教育法による中學、
校第二學年に、青年學校普通科第二學年を修了した者、國民學校特修科を修
了した者及び青年學校本科第一學年を修了した者は學校教育法による中學
校の第三學年へこれを編入することができる。

幼稚園令による幼稚園（師範教育令による附屬幼稚園及び盲學校及聾
學校令による盲學校及び聾學校の初等部の豫科を含む。）に在學する幼
兒はこれをそのまま學校教育法による幼稚園に編入する。

私立學校令によつて設立された學校（別に定めるものを除く。）に在
學する者は、學校教育法第八十三條の規定による各種學校の在學者として編入する。
第九十條 従前の規定による中學校、高等女學校及び實業學校はこの省令適
用の日以後新に第三學年以下に生徒を入學させることはできない。但し昭
和二十二年度に限り、國民學校高等科修了を入學資格とするものはあつて
は、この限りではない。

第九十一條 従前の規定による國民學校初等科修了者は、これを學校教育法
による小學校の卒業者とみなす。

國民學校高等科、國民學校特修科及び青年學校普通科修了者は、これを
學校教育法による中學校の第二學年修了者とみなす。

一九二

第九十二條 學校教育法第八十九條に規定する學校に係る教員免許狀の効
力、授與その他に關しては、第八十二條の規定にかゝわらず、當分の間、
別に定めるものの外、なお従前の例による。

第九十三條 第八條の規定にかゝわらず、當分の間、校長又は園長には校
長假免許狀又は園長假免許狀を有する者を、教諭には、教諭假免許狀を有
する者を、助教諭には、助教諭假免許狀を有する者を、充てることができる。
第九十四條 第九條の規定にかゝわらず、當分の間、養護教諭には養護教諭假免許狀を
有する者をこれに充てることができる。

第九十五條 左の各號の一に該當する者は、これを校長假免許狀又は園長
假免許狀を有する者とみなす。

二 この省令適用の際、現に中學校、高等女學校、實業學校、青年學校、
國民學校、國民學校に類する各種學校、國民學校に準する各種學校及
び幼稚園の學校長又は園長の職にある者

官吏任用敍敍令第五條、第六條及び第八條の各號の一に該當する者

レ三

第九十六條 左の各號の一に該當する者は、これを小學校教諭假免許狀を有する者とみなす。

- 一 國民學校本科教員免許狀又は國民學校專科教員免許狀を有する者
- 二 國民學校初等科教員免許狀を有する者
- 三 青年師範學校又は青年學校教員養成所を卒業した者
- 四 中等學校教員免許狀、實業學校教員免許狀又は高等學校高等科教員免許狀を有する者
- 五 明治三十三年文部省令第十五號第二條ノ二に規定する資格を有し、この省令適用の際現に實業學校教員の職にある者。但し、同條第三號に該當する者の中實習教授を擔任する者を除く。
- 六 大學、大學豫科、高等學校高等科、專門學校又は教員養成諸學校の教員の經歷を有する者
- 七 高等學校高等科又は專門學校を卒業した者若しくは大學豫科を修了した者

入るもの

より教員である青年を教員

より教員である青年を教員

八 學士の稱號を有する者、
九 その他文部大臣の指定した者

第九十七條 左の各號の一に該當する者は、これを小學校助教諭假免許狀を有する者とみなす。

- 一 國民學校本科準教員免許狀又は國民學校初等科準教員免許狀を有する者
- 二 前條に規定する資格を有しない、この省令適用の際現に國民學校助教諭の職にある者
- 三 前條に規定する資格を有しない、この省令適用の際現に青年學校教員の職にある者
- 四 中等學校を卒業した者
- 五 公立私立學校認定ニ關スル規則によつて認定された學校の卒業生、專門學校入學者檢定規程による試験檢定に合格した者及び一般專門學校への入學に關し無試験檢定を受ける資格を有する者
- 六 前條第五號但書に規定する者

七 その他文部大臣の指定した者

第九十八條 左の各號の一に該當する者は、これを中學校教諭假免許狀を有する者とみなす。

一 第九十六條第一號及び第三號から第八號までに規定する者

二 この省令適用の際、前號の資格を有しないで、現に中等學校教諭の職に就つた者 但し第九十六條第五號但書に規定する者を除く

三 青年學校教員資格規程第二條に規定する資格を有しこの省令適用の際現に青年學校教員の職にある者

四 その他文部大臣の指定した者

第九十九條 左の各號の一に該當する者は、これを中學校助教諭假免許狀を有する者とみなす。

一 第九十六條第五號但書に規定する者

二 その他文部大臣の指定する者

第一百條 左の各號の一に該當する者は、これを養護教諭假免許狀を有する者とみなす。

一 國民學校養護教員免許狀を有する者

國民學校令施行規則第一百四條第一項の規定により文部大臣の指定した學校又は養成所を卒業した者

三 看護婦免許狀を有し、國民學校本科教員免許狀又は國民學校初等科教員免許狀若しくは國民學校専科教員免許狀を有する者

その他文部大臣の指定した者

第一百一條 左の各號の一に該當する者は、これを幼稚園教諭假免許狀を有する者とみなす。

一 幼稚園教員免許狀を有する者

二 第九十六條第一號、第二號及び第四號から第八號まで、第九十七條第一號から第六號まで、及び前條第一號の一に該當する者

三 その他文部大臣の指定する者

第一百二條 盲學校、聾學校及び養護學校の中學部、小學部及び幼稚園の教諭並びに助教諭については、第九十六條から第九十九條まで、及び前

第百三號 不正の行爲その他、校長、園長又は教員としての体面を汚辱

する行爲があつて、その情狀が無いと認められる者については、地方長官は、別に定めるところによりその假免許状を取り上げることか

第四百四條 學校教育法第一百五條の規定による通信教育については別にこ

ねを定める。

第一 四十五

學 就 不			學 就				名 氏 年 齡 學					
豫 猶			校 學 中			校 學 小						
期 間	事 由	認 許 年 月 日	卒 業 年 月 日	入 學 年 月 日	學 校 名	卒 業 年 月 日	入 學 年 月 日	學 校 名				
									性 別	年 月 日	現 住 所	本 籍
									男 女			
除 免												
事 由	認 許 年 月 日	項 事 動 異				貝 事 動 異			著 護 係			
									男 子 女 子 係	職 業	現 住 所	氏 名

註七音聲

養護の各學校は夫々小學校、中學校の該當欄に記入のこと。